

特別支援保育の実施に関する同意書

- 1 特別支援保育の実施に必要な範囲において、対象児童に係る個人情報は、受入施設、医療機関等の関係機関、本市の関係部署に情報提供する場合があります。また、集団保育を安全に実施する上で必要な情報は、他の児童の保護者に共有する場合があります。
- 2 特別支援保育の実施に当たり、対象児童の心身の状況、対応方法、特別児童扶養手当の受給資格状況等について、本市の関係部署や対象児童の利用する医療機関等に確認を行う場合があります。
- 3 対象児童が集団保育環境に少しずつ慣れることができるように、慣らし保育期間として一定期間、通常の保育時間を短縮して実施する場合があります。対象児童の様子や状態によっては、慣らし保育期間が短縮、延長される場合があります。
- 4 受入施設でのお預かりに当たり、医療機器、医療用具、医薬品、消耗品等が必要となる場合は、保護者が準備、整備（処分を含む。）を行ってください。これらの物品等が揃っていない場合は、お預かりできません。
- 5 集団保育では、感染症に罹患するリスクが高くなることがあるため、受入施設における感染症の発生状況により施設長がお預かりできないと判断した場合には、お預かりできません。
- 6 緊急に保護者と連絡をとる必要がある場合に、いつでも受入施設からの連絡がとれるようにしてください。また、対象児童の状況が変化し、保育の継続が困難と施設長が判断した場合は、連絡により速やかにお迎えにきてください。
- 7 対象児童の症状が悪化した場合等、医療機関での対応が必要と施設長が判断した場合は、原則として保護者に連絡した上で医療機関での診察・処置を受けることになりますが、保護者と連絡が取れない場合や、緊急の場合には、保護者に連絡するより早く医療機関に搬送を行い、診察・処置を受ける場合があります。なお、緊急時に医療機関を受診した際には、保護者の費用負担が発生する場合があります。

（宛先）旭川市長

以上に掲げる項目について、全て同意します。

年 月 日

住 所

児童氏名

保護者氏名